

# 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2021 年 1 月 22 日

株式会社ファイバーゲート

2021年1月22日

## 吸収分割にかかる事前開示事項

東京都港区芝大門二丁目10番12号  
株式会社ファイバーゲート  
代表取締役社長 猪又將哲

当社（株式会社ファイバーゲート）と株式会社BizGenesis（東京都港区芝大門二丁目10番12号）（以下「BizGenesis」といいます。）とは、当社の日本国内における法人向けネットワーク事業に関して有する権利義務をBizGenesisに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を2021年1月15日に締結いたしました。

本吸収分割に関して会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1記載のとおりです。

#### 2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

本吸収分割に際しては、当社に対してBizGenesisの株式その他の資産の割当てを行いませんが、当社はBizGenesisの発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しております。

#### 3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

##### (1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2記載のとおりです。

##### (2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

##### (3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

#### 4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第183条第5号）

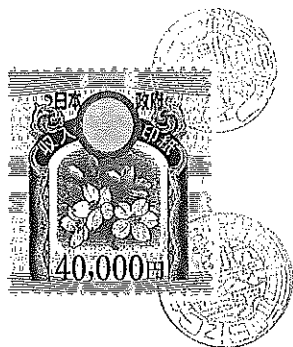
当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

#### 5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

別紙3記載のとおりです。

以上



## 吸収分割契約書

株式会社ファイバーゲート（以下「甲」という。）と株式会社BizGenesis（以下「乙」という。）は、甲の営む日本国内における法人向けネットワーク事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、本日、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

1. 甲は、本契約の定めるところに従い、本件効力発生日（第5条に定義する。）をもって本件事業に関して有する権利義務を分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件吸収分割」という。）。
2. 本件吸収分割に係る吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、次のとおりである。

#### （1）吸収分割会社

商号 株式会社ファイバーゲート  
住所 札幌市中央区南一条西八丁目10-3

#### （2）吸収分割承継会社

商号 株式会社BizGenesis  
住所 東京都港区芝大門二丁目10番12号

### 第2条（乙が甲から承継する権利義務）

乙は、本件吸収分割により、甲から別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。

### 第3条（本件吸収分割に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本件吸収分割に際して、乙は甲に対し、本件吸収分割により承継する権利義務に代わる金銭等の交付を行わない。

### 第4条（乙の資本金及び準備金の額）

乙は、本件吸収分割に際して、資本金及び準備金の額の変更を行わない。

### 第5条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2021年3月1日とする。但し、分割手続の進行に応じ必要あるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（分割承認機関決定）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件吸収分割を行う。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後本件効力発生日に至るまでの間において、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときは、甲乙協議の上、これを行うものとする。

第8条（条件変更及び解除）

本契約締結後本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議の上、分割条件を変更して又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項、その他本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙が誠実に協議の上解決するよう努めるものとする。

以上

本契約成立の証として本書1通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲が原本を保有し、乙が原本の写しを保有する。

2021年1月15日

甲 (吸収分割会社)

本 店 札幌市中央区南一条西八丁目10-3

商 号 株式会社ファイバーゲート

代表者 代表取締役社長 猪又 将哲



乙 (吸収分割承継会社)

本 店 東京都港区芝大門二丁目10番12号

商 号 株式会社BizGenesis

代表者 代表取締役社長 野呂 公平



## 別紙

### 承継権利義務明細表

本件吸収分割により乙が甲から承継する権利義務（以下「承継権利義務」という。）については、以下のとおりとする。

なお、これらの資産及び債務の額については、2020年12月31日時点の貸借対照表を基礎とし、これに本件効力発生日までの増減を加味した上で確定する。

上記にかかわらず、法人格が変わることに対して移転が認められないもの、契約上移転できないもの、若しくは許認可の再取得や契約の再締結が必要なもののうち本件吸収分割の日までに対応が完了できなかったものについては、承継権利義務から除外する。

#### 1. 資産

乙は、次に掲げる資産を承継する。

- (1) 本件事業に属する売掛金等の流動資産。
- (2) その他本件事業に属する資産として甲及び乙が必要と認めたもの。

#### 2. 債務

乙は、本件吸収分割に際し、甲の債務は一切承継しないものとする。

#### 3. 雇用契約を除く契約上の地位

乙は、本件事業に属する売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、保証契約その他の契約（知的財産権その他上記1又は2において甲から乙に承継されない資産又は債務に係る契約を除く。）における契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務を承継する。

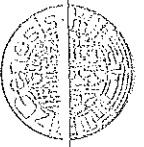
#### 4. 雇用契約等

本件吸収分割の効力発生日において、本件事業に従事する甲の従業員（嘱託及び臨時員を含むが、派遣社員を含まない。以下同じ）との労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は本件吸収分割によっては乙に承継されないものとし、甲は本件吸収分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以降、乙において本件事業に従事させるものとする。

#### 5. 許認可等

乙は、本件事業に属する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものについて承継する。

以上



# 事業報告書

(第1期事業年度)

株式会社 BizGenesis

令和2年3月31日~令和2年6月30日



## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社は令和2年3月に株式会社ファイバーゲートの100%子会社として設立いたしました。当年度はおよそ4か月の変則決算となっております。

当社は親会社であるファイバーゲートの事業のうち法人向け通信サービス事業やFGNプラットフォーム販売事業、また法人向けデータセキュリティソリューションサービスの開発・販売を主な事業としております。

令和2年度は創業期であり、会社設立及び事業フローの準備等を行ったため、当事業年度の売上高はありません。設立関連費用や事務手数料等の費用が発生し、その結果、営業損失は342千円、当期純損失は387千円となりました。

## 2. 会社の株式に関する事項

株式会社ファイバーゲート 100%保有

## 3. 会社役員に関する事項

取締役、監査役の氏名等（令和2年6月30日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼務の状況
代表取締役会長	松本 泰三	株式会社ファイバーゲート取締役副社長 飛博網通科技股份有限公司 代表取締役 株式会社 FG-Lab 代表取締役会長 株式会社 BizGenesis 代表取締役会長
代表取締役社長	野呂 公平	株式会社ファイバーゲート上級執行役員
取締役	猪又 將哲	株式会社ファイバーゲート代表取締役社長 株式会社 MI コーポレーション 代表取締役 株式会社 FG-Lab 取締役 株式会社 BizGenesis 取締役
監査役	石丸 美枝	株式会社ファイバーゲート取締役 株式会社 FG-Lab 監査役 株式会社 BizGenesis 監査役

## 4. その他計算書類作成会社の状況に関する重要な事項

当期は創業期のため4か月の変則決算となっております。

# 決 算 報 告 書

(第 1 期)

自 令和 2 年 3 月 31 日  
至 令和 2 年 6 月 30 日

株 式 会 社 B i z G e n e s i s

東京都港区芝大門二丁目10番12号

# 貸借対照表

株式会社 BizGenesis

令和 2年 6月30日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流 動 資 産】</b>	<b>【 29,522,199】</b>	<b>【流 動 負 債】</b>	<b>【 313,017】</b>
現 金 ・ 預 金	29,511,199	未 払 金	268,017
前 払 費 用	11,000	未 払 法 人 税 等	45,000
<b>【繰 延 資 産】</b>	<b>【 403,200】</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>313,017</b>
創 立 費	403,200		
		<b>純 資 産 の 部</b>	
		<b>【株 主 資 本】</b>	<b>【 29,612,382】</b>
		資 本 金	30,000,000
		利 益 剰 余 金	△387,618
		その 他 利 益 剰 余 金	△387,618
		繰 越 利 益 剰 余 金	△387,618
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>29,612,382</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>29,925,399</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>29,925,399</b>

# 損益計算書

株式会社 BizGenesis

自 令和 2年 3月31日

至 令和 2年 6月30日

単位：円

科	目	金	額
【販売費及び一般管理費】			342,618
	営業損失金額		△342,618
	経常損失金額		△342,618
	税引前当期純損失金額		△342,618
	法人税、住民税及び事業税		45,000
	当期純損失金額		△387,618

## 販売費及び一般管理費

株式会社 BizGenesis

自 令和 2年 3月31日

至 令和 2年 6月30日

単位：円

科 目	金 額
通 信 費	20,771
消 耗 品 費	81,039
租 税 公 課	43,104
支 払 手 数 料	129,150
シ ス テ ム 利 用 料	39,600
創 立 費 償 却	28,954
合 計	342,618

# 株主資本等変動計算書

株式会社 BizGenesis

自 令和 2年 3月31日

至 令和 2年 6月30日

単位：円

株主資本		
資本金		
	当期首残高	0
	当期変動額 設立	30,000,000
	当期末残高	30,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	0
	当期変動額 当期純損失	△387,618
	当期末残高	△387,618
利益剰余金合計	当期首残高	0
	当期変動額	△387,618
	当期末残高	△387,618
株主資本合計		
	当期首残高	0
	当期変動額	29,612,382
	当期末残高	29,612,382

純資産合計		
	当期首残高	0
	当期変動額	29,612,382
	当期末残高	29,612,382

## 個別注記表

### 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 繰延資産の処理方法

創立費

5年間で均等償却しております。

#### (2) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 600株

# 計算書類の附属明細

## 1. 販売費及び一般管理費の明細

株式会社 BizGenesis

(第1期 令和2年6月決算)



## 1. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：円)

科目	金額	摘要
通信費	20,771	
消耗品費	81,039	
租税公課	43,104	
支払手数料	129,150	
システム利用料	39,600	
創立費償却	28,954	
計	342,618	

## 監査報告書

2020年3月31日から2020年6月30日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私は、就任日以降、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿等の調査を行い、当事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2020年8月24日

株式会社 BizGenesis

監査役 石丸 美枝



## 債務履行の見込みがあることの理由書

株式会社ファイバークートを甲、株式会社BizGenesisを乙として、甲乙間の令和3年1月15日付吸収分割契約書に基づく吸収分割(以下「本件分割」という。)について、以下の理由から、甲及び乙の負担すべき債務の履行の見込みがあると判断いたします。

### 1 甲について

- (1) 甲の最終事業年度の末日(令和2年6月30日)現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ6,295,969千円及び4,018,302千円であり、本件分割により甲が乙に承継させる予定の資産の額及び負債の額は、それぞれ108,138千円及び0円であり、本件分割の効力発生日(令和3年3月1日)前後において、甲の資産の価額は負債の額を上回っており、当該純資産額の大幅な減少をもたらす事象は現在発生しておらず、そのような事象の発生も現在予測されていない。
- (2) 本件分割の効力発生日以後における甲の収益状況について、予測・検討したところ、甲の負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象は、現在のところ認識されていない。
- (3) その他、甲が本件分割の効力発生日以後に負担すべき債務についてその履行に支障をきたすような事象の発生及びその可能性は、現在のところ認識されていない。
- (4) 以上の点を総合的に勘案した結果、本件分割の効力発生日以後においても、甲の負担すべき債務について履行期における履行の見込みがあるものと判断する。

### 2 乙について

- (1) 乙の最終事業年度の末日(令和2年6月30日)現在の貸借対照表における資産の価額及び負債の額はそれぞれ29,925千円及び313千円であり、本件分割により甲が乙に承継させる予定の資産の額及び負債の額は、それぞれ108,138千円及び0円であり、本件分割の効力発生日(令和3年3月1日)前後において、甲の資産の価額は負債の額を上回っており、当該純資産額の大幅な減少をもたらす事象は現在発生しておらず、そのような事象の発生も現在予測されていない。
- (2) 本件分割の効力発生日以後における乙の収益状況について、予測・検討したところ、甲の負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象は、現在のところ認識されていない。
- (3) その他、乙が本件分割の効力発生日以後に負担すべき債務についてその履行に支障を

きたすような事象の発生及びその可能性は、現在のところ認識されていない。

- (4) 以上の点を総合的に勘案した結果、本件分割の効力発生日以後においても、乙の負担すべき債務について履行期における履行の見込みがあるものと判断する。

以 上